

事 務 連 絡
平成21年9月15日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

出産育児一時金等の内払金の支払に係るQ&Aについて

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、「出産育児一時金等の内払金の支払について」（平成21年9月15日保保発0915第3号）により、出産育児一時金等の内払金の支払についてお示ししたところですが、当該事務の取扱いについて、別紙のとおりQ&Aを作成いたしましたので、貴組合におかれては御活用ください。

今後とも、健康保険制度の推進に御理解、御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

【出産育児一時金等の内払金の支払に関するQ&A】

(問1)内払金の支払に係る規程については、「支払依頼がなされることを把握した時点で定めても差し支えない」とあるが、組合会での議決を必要とするのか。

(答)

健康保険組合によって、規程の定め方は様々であると考えられるが、理事長専決により規程を定め、事後的に組合会の承認を得る等の対応としてもかまわない。

(問2)「理事長専決」により規程を整備した場合、地方厚生局への届出は、理事長専決をした時点又は組合会の承認を得た時点のどちらで行うべきか。

(答)

理事長専決をした時点で届け出ていただきたい。

この取扱いについては、例えば、健康保険法施行令第7条第4項の規定に基づき規約を変更した場合において、当該規約の変更につき厚生労働大臣の認可を受けた後に、同条第5項に基づく次の組合会への報告を行っていただいていることと同様である。